

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2019年4月25日	
【会社名】	ヤフー株式会社	
【英訳名】	Yahoo Japan Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 邊 健太郎	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6898)8200	
【事務連絡者氏名】	法務本部 本部長 妹 尾 正 仁	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
【電話番号】	03(6898)8200	
【事務連絡者氏名】	法務本部 本部長 妹 尾 正 仁	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	451,632,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,552,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 募集の目的及び理由

本募集は、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「付与対象取締役」といいます。)並びに当社従業員(以下、付与対象取締役とあわせて「付与対象取締役等」と総称します。)に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、2017年5月19日開催の取締役会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」(以下「本制度」といいます。)を踏まえ、2019年4月25日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

また、当社は、2017年6月20日開催の第22回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、付与対象取締役に対して、年額4億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)の譲渡制限付株式報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社の第25期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権又は金銭債権として、付与対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として現物出資させることにより行われるものです。

また、当社は付与対象取締役等との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結する予定です。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定です。

<本割当契約の概要等>

譲渡制限期間

割当予定先は、本譲渡制限契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という。)について、2019年7月17日から2022年8月1日まで(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。ただし、付与対象取締役等が、譲渡制限期間満了の3ヶ月前までに、病気療養、産休・育休、留学その他正当な理由により譲渡制限期間の延長を申請し、当社が承認した場合には、譲渡制限期間を1年間延長することができる。この場合には、当該延長後の期間を譲渡制限期間とみなし、本割当契約の規定を適用する。

譲渡制限解除条件

付与対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社(以下「当社グループ」という。)において、取締役、執行役、執行役員又は使用人(付与対象取締役等が当社グループ以外の会社、法人その他の団体に出身又は転籍した場合には、当該出身又は転籍先の取締役、執行役、執行役員又は使用人その他の役職員を含む。以下同じ。)のいずれかの地位にあったことをもって、本株式の全部について本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。また、譲渡制限期間中に、付与対象取締役等が任期満了、定年、会社都合による退職、その他の正当な理由又は死亡により退任又は退職した場合、退任又は退職直後の時点で本株式の全部について譲渡制限を解除する。

無償取得事由

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当該時点の直後をもって、当然に無償で取得する。また、付与対象取締役等が譲渡制限期間中に自己都合により退任等した場合など、一定の事由に該当した場合には、付与対象取締役等が当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

なお、当社は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合には、当社が付与対象取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知が到達した時点をもって、役員毎の責任に応じ、本株式の全部又は一部を当然に無償で取得する。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,552,000株	451,632,000円	225,816,000円
一般募集			
計(総発行株式)	1,552,000株	451,632,000円	225,816,000円

(注) 1 「第1(募集要項) 1(新規発行株式) (注) 1 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく付与対象取締役等に割当てする方法によります。

2 発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は225,816,000円です。

3 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第25期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
取締役：2名()	310,000株	90,210,000円	第25期 事業年度分
従業員：130名	1,242,000株	361,422,000円	第25期 事業年度分

監査等委員である取締役および社外取締役を除く。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
291	145.5	100株	2019年6月25日 ～2019年7月16日		2019年7月17日

(注) 1 「第1(募集要項) 1(新規発行株式) (注) 1 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、付与対象取締役等に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額です。

3 また、本新株式発行は、本制度に基づく当社の第25期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ヤフー株式会社 法務本部	東京都千代田区紀尾井町1番3号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	1,500,000	

(注) 1 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
 2 発行諸費用の概算額には、消費税等を含みません。
 3 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、登録免許税、登記費用等です。

(2) 【手取金の使途】

本新株式発行は、本制度に基づく当社の第25期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする新株式の発行として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

第23期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月18日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

(1) 第24期第1四半期事業年度(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月9日 関東財務局長に提出

(2) 第24期第2四半期事業年度(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月9日 関東財務局長に提出

(3) 第24期第3四半期事業年度(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月13日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 2018年6月28日 関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2018年7月11日 関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2018年7月27日 関東財務局長に提出

(4) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書 2018年8月9日 関東財務局長に提出

(5) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書 2018年9月11日 関東財務局長に提出

(6) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書 2019年4月25日 関東財務局長に提出

(7) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年4月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書 2019年4月25日 関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年4月23日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正されたものを含み、以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年4月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。